

千葉県告示第311号

千葉県療育センター設置管理条例（昭和56年千葉県条例第14号）
第14条第1項の規定により指定した千葉県療育センターの指定管理者
の名称が変更されたので、同条第2項の規定により告示します。

令和2年4月1日

千葉市長 熊谷俊人

1 変更前の指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

(1) 指定管理者の名称

社会福祉法人千葉県社会福祉事業団

(2) 代表者及び主たる事務所の所在地

千葉市中央区千葉寺町1208番地2

社会福祉法人千葉県社会福祉事業団

理事長 竹川 幸夫

2 変更後の指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

(1) 指定管理者の名称

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

(2) 代表者及び主たる事務所の所在地

千葉市中央区千葉寺町1208番地2

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

会長 竹川 幸夫